

国家予算に関する提案・要望書



- 上段（左）：相模鉄道本線連続立体交差事業（鶴ヶ峰駅付近）【令和4年度の事業認可目標】
踏切待ちをする車両や児童の列
- 上段（右）：橋脚の鉄筋露出、破断（現在、補修工事中）
- 中 段：横浜環状北西線【東京2020オリンピック・パラリンピックまでに開通予定】
- 下段（左）：二級河川帷子川の溢水による通学路の浸水
- 下段（右）：歩道がなく危険な通学路を歩く児童

令和元年6月
横浜市道路局

平素から、横浜市の道路・河川行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

道路は、都市における円滑な交通を確保し、豊かで良好な市街地の形成を図るとともに、安全で安心できる市民生活と快適で機能的な都市活動を支える、最も重要な都市基盤施設です。

しかし、本市の道路は、骨格となる高速道路や幹線道路を中心に整備が不十分な状況にあります。首都圏の国際競争力を高め、横浜の経済活性化や市民生活の安全・安心の確保に向け、今後も、高速道路や幹線道路網等の整備を進め、道路ネットワークを形成する必要があります。

また、安全・安心の確保は、今や社会的要請となっており、道路・河川施設等のインフラは急速に老朽化が進行しています。道路、河川施設等の老朽化対策や耐震化を計画的に進めるとともに、生活道路・通学路の安全対策や踏切対策等の事業を推進する必要があります。

さらに、近年、頻発する大型台風や局地的集中豪雨は、住宅密集地区や都市機能・地下施設の集中する地区で発生した場合、人命に関わる被害や都市機能の麻痺など深刻な被害を引き起こすことから、さらなる治水対策の推進が必要となっています。

そこで、本市道路局では、『「チーム道路」の総力を結集させ、市民生活や横浜経済を支える強靱な都市基盤を構築し、安全・安心で愛される道路・河川空間づくり、災害に強いまちづくりを実現します。』を基本目標とし、目標達成とその先を見据え

- 横浜の持続的な成長・発展を支える都市基盤の整備
～都市の骨格を強固なものとし、活力あるまちへ！～
- 市民生活の安全・安心の確保
～市民生活を守り、災害に強い安全・安心なまちへ！
- 魅力あるまち・みちづくり
～魅力や利便性を向上し、愛されるまちへ！～

の3つの視点から取組を進めます。

国における令和2年度予算の編成等にあたりましては、この趣旨をおくみ取りのうえ、要望事項の具体化、実現のため、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

横浜市道路局長 乾 晋

令和2年度国家予算に関する提案・要望項目

ページ

I 道路整備事業

1 国の道路整備費枠の拡大と3か年緊急対策の着実な実施

..... 1

- 1 新たな財源の創設などによる国の道路整備費枠の拡大
- 2 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の着実な実施
 - (1) 緊急対策最終年度である令和2年度予算の確実な確保
 - (2) 緊急対策後における新たな支援制度の創設検討

2 高速道路事業の整備推進

..... 2

- 1 横浜環状北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保
- 2 圏央道（横浜環状南線・横浜湘南道路）及びアクセス道路の事業推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 本線の事業費増加分に対する有料道路事業の活用
 - (3) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (4) 本線へのアクセス道路の整備推進に向けた事業費確保
- 3 横浜北線馬場出入口及びアクセス道路の早期完成に向けた事業費の確保
- 4 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の促進

3 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保及び制度拡充

..... 4

- 1 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保
 - (1) 園児・児童・生徒約40万人が利用する通学路等への安全対策
 - (2) 橋梁など都市インフラの長寿命化対策及び点検に基づく補修
 - (3) 橋梁や歩道橋の耐震補強などの緊急輸送路等の地震対策
 - (4) 駅周辺のユニバーサルデザイン化
 - (5) 完了間近で早期に整備効果が発現する路線
 - (6) 土地区画整理事業等と一体整備が必要な路線の整備
- 2 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業における重点配分事業への対象拡大
 - (1) バリアフリー基本構想に基づく事業
 - (2) 米軍施設の跡地利用に向けた国家的プロジェクト等に必要道路整備

4 踏切の安全対策の推進	6
1 連続立体交差事業の推進		
(1) 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）の早期事業化に向けた着工準備費の確保		
(2) 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）の高架化に併せた計画的かつ集中的な 関連道路整備に向けた交付金の重点配分対象化又は個別補助制度の創設		
2 踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の対策推進		
(1) 早期整備に向けた事業費の確保		
(2) 自治体負担の軽減が図れるような制度検討の実施		
5 無電柱化の推進	8
・無電柱化の推進に向けた継続的な財源の確保と低コスト手法の普及・実用化		
6 地震火災対策の推進	9
・延焼遮断帯の形成に資する泥亀釜利谷線の事業費の確保		
7 河川改修事業と一体的に行う道路事業の整備支援	10
・道路整備と河川改修が相互に関連する事業に対する個別補助制度の創設		
8 直轄国道と補助国道の整備推進	11
1 直轄国道の整備推進		
・一般国道1号戸部付近の歩道整備、一般国道246号荏田付近の現道拡幅、 一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号八景島一夏島区間の 着実な整備の推進及び未着手区間の事業化		
2 一定の交通量を超える補助国道を対象とした整備推進に向けた支援		
・一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区に対する個別補助制度の創設		
3 重要物流道路の指定		
・補助国道及び市内幹線道路網に対する重要物流道路の指定		
II 河川整備事業		
9 河川改修事業の推進及び防災・安全交付金の制度拡充	13
1 河川改修事業の推進		
(1) 防災・安全交付金事業の所要額確保		
(2) 帷子川における大規模特定河川事業を適用した個別補助化		
2 防災・安全交付金の制度拡充		
(1) 護岸長寿命化に係る交付金の制度拡充		
(2) 河川環境に係る交付金の制度拡充		

1 道路整備事業

1 国の道路整備費枠の拡大と3か年緊急対策の着実な実施

要望事項

- 1 新たな財源の創設などによる国の道路整備費枠の拡大
- 2 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の着実な実施
 - (1) 緊急対策最終年度である令和2年度予算の確実な確保
 - (2) 緊急対策後における新たな支援制度の創設検討

1 国の道路整備費枠の拡大

「国民の安全・安心の確保」、「力強く持続的な経済成長の実現」等のため、真に必要な道路整備の推進に向けた、**新たな財源の創設を検討**するなど、これまで以上に国の道路整備費枠を拡大することを要望します。

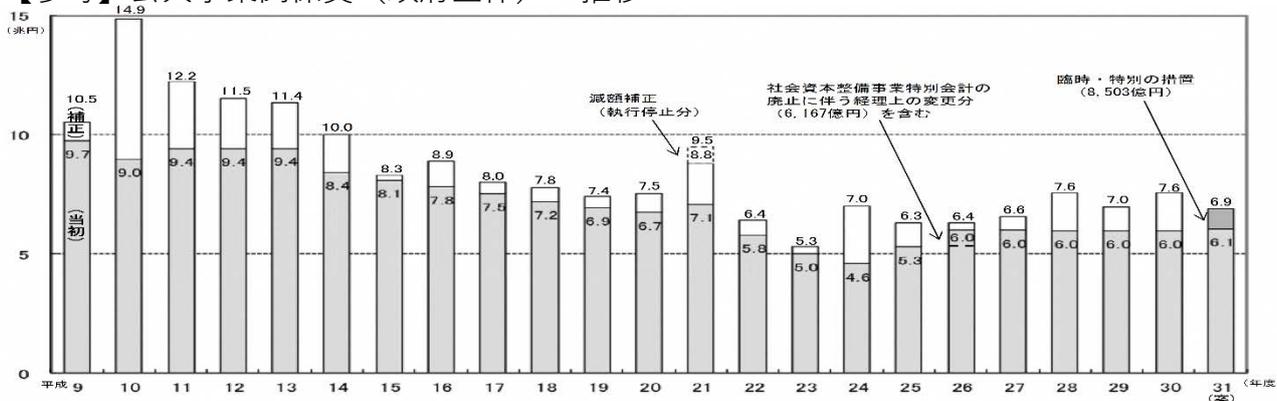
2 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

昨年度の重要インフラの点検結果を踏まえた3か年の財政措置により、例年を上回る公共事業関係予算を確保したものの、**緊急対策に必要な所要額が措置されていない状況**であるため、**緊急対策の最終年度である令和2年度予算の確実な措置が必要**です。

また、気候変動の影響等により局地的大雨や台風が増加するなど、災害リスクが高まっていることや、人口急増期に集中して整備した公共施設の老朽化などを背景として、防災・減災、国土強靱化を推進していくことが急務であり、着実かつ迅速に取り組む必要があります。

このため、**3か年緊急対策の期間後においても、防災・減災、国土強靱化を力強く進めていくために、新たな支援制度の創設検討を要望**します。

【参考】公共事業関係費（政府全体）の推移



所管の省庁課／要望事項 「道路整備費枠の拡大」 国土交通省 道路局 企画課

提案の担当 計画調整部事業推進課長 桐山 大介 TEL 045-671-2937

1 道路整備事業

2 高速道路事業の整備推進

要望事項

- 1 横浜環状北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保
- 2 圏央道（横浜環状南線・横浜湘南道路）及びアクセス道路の事業推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 本線の事業費増加分に対する有料道路事業の活用
 - (3) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (4) 本線へのアクセス道路の整備推進に向けた事業費確保
- 3 横浜北線馬場出入口及びアクセス道路の早期完成に向けた事業費の確保
- 4 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の促進

1 横浜環状北西線

横浜環状北西線における立替費用の支払いに伴う予算の着実な確保を要望します。

2 圏央道（横浜環状南線・横浜湘南道路）及びアクセス道路

- (1) 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間であり、圏央道の機能を十分に発揮し、経済の好循環をもたらす整備効果が期待できるため、着実な整備推進を要望します。
- (2) 国の事業評価監視委員会で決定された事業費増加分については、本市の負担増とならないよう、有料道路事業での対応を要望します。
- (3) 横浜環状南線の整備では、脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進を要望します。
- (4) 本線へのアクセス道路（主要地方道原宿六ツ浦、市道下倉田第406号線、横浜藤沢線、環状3号線）の整備に係る事業費の着実な確保を要望します。

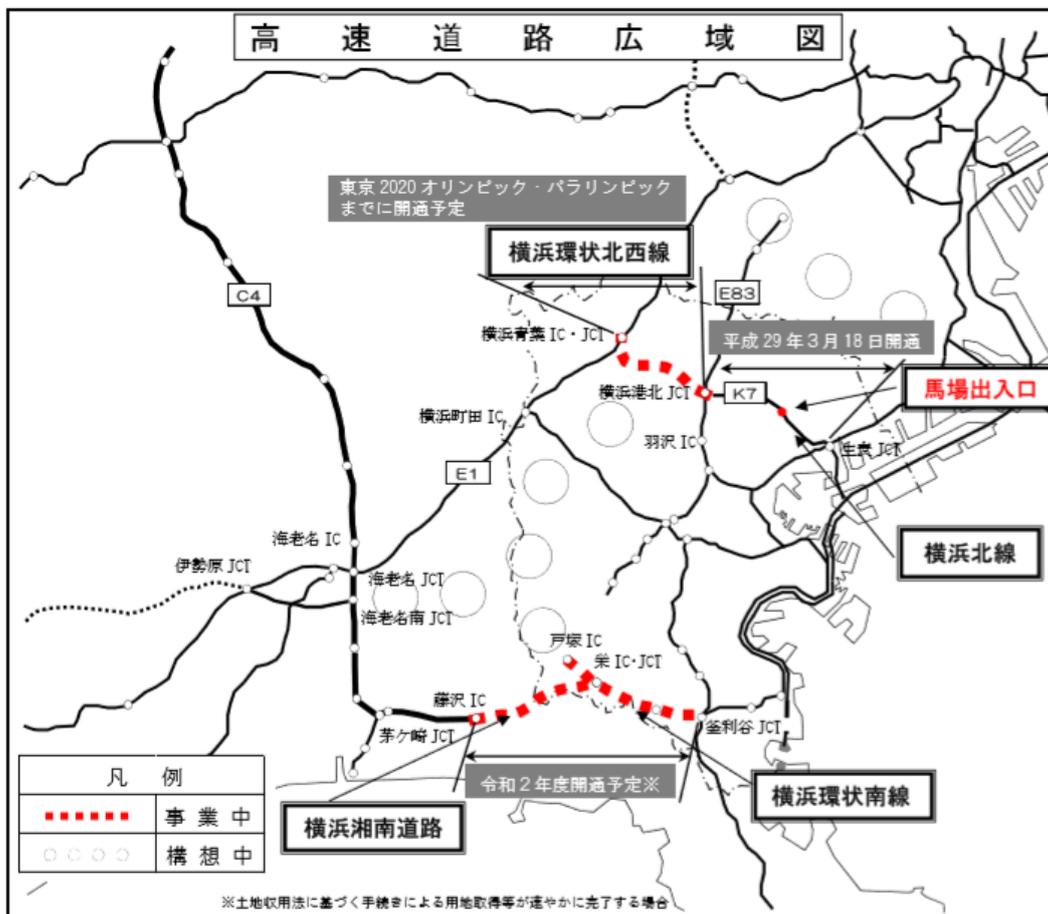
3 横浜北線馬場出入口及びアクセス道路

横浜北線の整備効果を最大限発揮するために、馬場出入口の早期完成とともに、馬場出入口に接続するアクセス道路（大田神奈川線）の整備に係る事業費の着実な確保を要望します。

4 横浜市内の渋滞ボトルネック対策

一般国道1号（横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策や、第三京浜保土ヶ谷PA付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置のため、所要の調査設計等を推進することが必要です。また、「首都圏の新たな高速道路料金」について、横浜港に

関係する物流の効率化等の観点も含め、引き続き効果や影響を検証するとともに、激変緩和措置の長期継続を要望します。



所管の省庁課／要望事項

- | | | | |
|---|---------------|--------------|--|
| 1 | 横浜環状北西線 | 国土交通省
道路局 | 企画課、高速道路課
都市局
街路交通施設課 |
| 2 | 横浜環状南線・横浜湘南道路 | 国土交通省
道路局 | 企画課、国道・技術課
環境安全・防災課、高速道路課
都市局
街路交通施設課 |
| 3 | 横浜北線 | 国土交通省
道路局 | 企画課、高速道路課
都市局
街路交通施設課 |
| 4 | 渋滞ボトルネック対策 | 国土交通省
道路局 | 企画課 国道・技術課
高速道路課 |

提案の担当	計画調整部事業推進課長	桐山 大介	TEL 045-671-2937
	横浜環状北西線建設部横浜環状北西線建設課長	谷津 毅	TEL 045-671-2734
	横浜環状道路調整担当課長	木村 修平	TEL 045-671-2889
	横浜環状道路調整課長	岡 靖之	TEL 045-671-3985

1 道路整備事業

3 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保及び制度拡充

要望事項

- 1 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保
 - (1) 園児・児童・生徒約 40 万人が利用する通学路等への安全対策
 - (2) 橋梁など都市インフラの長寿命化対策及び点検に基づく補修
 - (3) 橋梁や歩道橋の耐震補強などの緊急輸送路等の地震対策
 - (4) 駅周辺のユニバーサルデザイン化
 - (5) 完了間近で早期に整備効果が発現する路線
 - (6) 土地区画整理事業等と一体整備が必要な路線の整備
- 2 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業における重点配分事業への対象拡大
 - (1) バリアフリー基本構想に基づく事業
 - (2) 米軍施設の跡地利用に向けた国家的プロジェクト等に必要道路整備

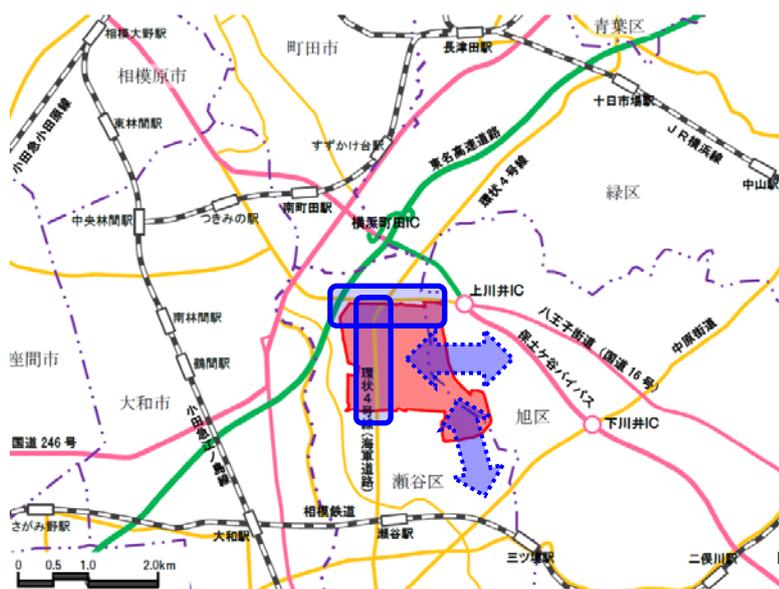
1 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保

- (1) 横浜市内の通園・通学路は 40 万人/日もの園児や児童、生徒が利用していますが、安全確保が不十分であることから、通園・通学路への歩道設置や生活道路への車両流入を抑制するための幹線道路整備が急務となっています。また、令和元年 5 月、滋賀県大津市において、自動車同士が接触し保育園児が巻き込まれる事故が発生し、幼い命を守る対策が社会的な課題となっています。これら安全対策に必要な事業費の確保を要望します。
- (2) 横浜市が管理する橋梁は、25 年後に全体の約 8 割が建設後 50 年以上経過します。近接目視点検の結果、橋梁（点検完了分 1698 橋）の約 1 割は判定区分Ⅲ（早期措置段階）、約 8 割は判定区分Ⅱ（予防保全段階）と診断しています。橋梁をはじめとした多くの道路施設について、今後、点検結果を踏まえ補修の優先順位などを定めた長寿命化計画に基づき、老朽化対策を計画的かつ着実に進めていくため、所要額の確保を要望します。
- (3) 緊急輸送路等の地震対策として、橋梁や歩道橋の耐震補強などを推進していくための所要額の確保を要望します。
- (4) 駅利用者の安全性・利便性確保に向けた大船駅バスターミナル連絡通路等において、駅周辺のユニバーサルデザイン化を進めていくために必要となる事業費の確保を要望します。
- (5) 完了間近の路線である中田さちが丘線（岡津地区）等、早期に整備効果が発現する路線について、所要額確保を要望します。
- (6) 東京丸子横浜線（綱島地区）については、土地区画整理事業に合わせた一体的な整備を進めるための所要額確保を要望します。

2 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業における重点配分事業への対象拡大

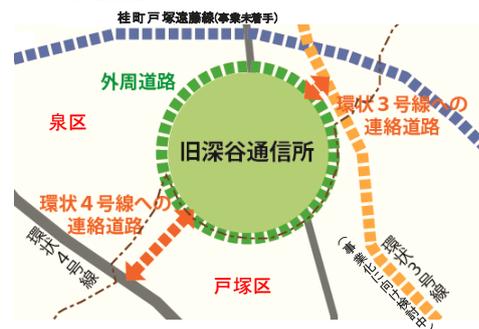
- (1) 横浜市では、バリアフリー基本構想に基づき、道路特定事業計画を作成し、整備を進めていますが、5年を目途とした計画期間を大幅に超えている事業地区もあり、計画延長 56.8 km に対し、未だ 38.2 km しか整備が完了していません。さらに、バリアフリー法に基づく特定道路について、市内で約 230km の路線が追加される予定であり、将来的にも益々バリアフリー化に係る事業量が増加することが想定されます。高齢者、障害者等の移動等の円滑化に向けたバリアフリー化のため、重点的な支援を要望します
- (2) 長年の施設提供により米軍跡地とその周辺地域は、道路などのインフラが非常に脆弱であることから、将来の土地利用を図る上で、上瀬谷通信施設跡地や深谷通信所跡地関連の道路整備への支援を要望します。特に、令和 8 (2026) 年の招致を目指す国際園芸博覧会等の国家的プロジェクトを進める上瀬谷通信施設跡地関連に対しては、重点的な支援を要望します。

●旧上瀬谷通信施設の位置及び拡幅等整備が必要な周辺道路ネットワーク (イメージ)

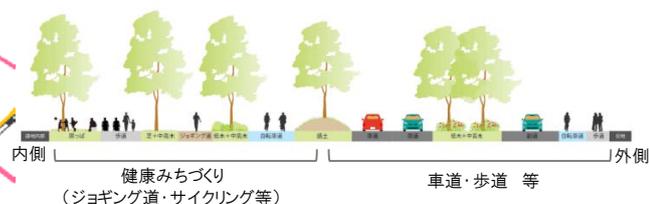


●旧深谷通信所の位置及び関連道路の整備

<検討位置図>



<外周道路イメージ>



所管の省庁課／要望事項

- 1 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業の所要額確保
- 2 防災・安全交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業における重点配分事業への対象拡大

国土交通省 道路局 企画課 環境安全・防災課
都市局 街路交通施設課

提案の担当	計画調整部事業推進課長	桐山 大介	TEL	045-671-2937
	計画調整部企画課長	樹岡 龍太郎	TEL	045-671-2746
	計画調整部企画課上瀬谷担当課長	岡 哲郎	TEL	045-671-4606
	道路部施設課長	安達 秀昭	TEL	045-671-3557
	道路部施設課バリアフリー対策等担当課長	松本 英之	TEL	045-671-3559
	建設部橋梁課長	本橋 康武	TEL	045-671-2752

1 道路整備事業

4 踏切の安全対策の推進

要望事項

1 連続立体交差事業の推進

- (1) 相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)の早期事業化に向けた着工準備費の確保
- (2) 相模鉄道本線(星川駅～天王町駅)の高架化に併せた計画的かつ集中的な関連道路整備に向けた交付金の重点配分対象化又は個別補助制度の創設

2 踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の対策推進

- (1) 早期整備に向けた事業費の確保
- (2) 自治体負担の軽減が図れるような制度検討の実施

1 連続立体交差事業の推進

- (1) 相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)は、除却対象踏切 10 か所すべてが「踏切道改良促進法」で指定された踏切であり、早急かつ計画的に対策を推進することが不可欠です。平成 30 年度から事業化に向けた都市計画や環境影響評価等の手続きを進めており、5 年以内に事業化を行う必要があります。早期事業化に向けて都市計画や環境影響評価の手続等を円滑に進めるため、着工準備費の確保を要望します。
- (2) 相模鉄道本線(星川駅～天王町駅)は、平成 30 年 11 月に全線高架化が完了しましたが、ストック効果を最大限に発揮させるためには、関連道路の計画的かつ集中的な整備が不可欠なため、交付金の重点配分化又は個別補助制度の創設を要望します。

2 踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の対策推進

- (1) 「踏切道改良促進法」に基づき指定された踏切は、連続立体交差化や踏切拡幅などにより期限を定めて対策することが求められています。早期整備の推進に必要な、安定的な事業費の確保を要望します。
- (2) 現行制度では改良に伴い自治体に多くの負担が生じていることから、対策促進には自治体負担の軽減が図れるような制度検討を要望します。

課題

- ① 法指定踏切に対し集中的に対策を実施することとなり、**事業費確保が必要。**
- ② 現制度では、踏切改良等や連続立体交差事業に係る事業費の大半は、自治体が負担することが要綱^{*1}で規定されており、**自治体に多くの事業費負担が発生。**

【例】鉄道（複線）と道路（2 車線以下）が交差する、踏切道（1 種自動）を除却する場合

	鉄道事業者	工事計画者（自治体）
費用負担	1 2 百万 ^{*2}	残余費用

※ 1 踏切：「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」

連立：「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」

※ 2 総事業費によらず、費用負担額が要綱で固定されている（平成 15 年施行より改定無し）

●相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業

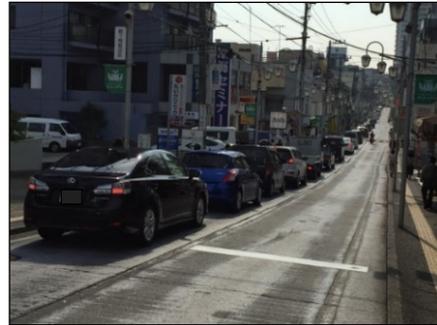
平成30年度から事業化に向けた手続き等を進めていますが、地元等から早期事業着手の要望が出されていることから、早期事業化に向けた検討を進めています。

【検討区間】西谷駅～二俣川駅 約2.9km

【踏切除却数】10箇所（うち開かずの踏切5箇所）



踏切待ちによる救急活動支障状況



踏切による慢性的な渋滞状況

●相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業

平成30年11月24日の全線高架化により、高架化区間内の踏切が除却され、踏切による待ち時間や渋滞長がゼロとなりました。引き続き実施していく周辺道路整備により、更なる効果発現が期待できます。

【実施区間】星川駅～天王町駅 約1.9km

【踏切除却数】9箇所（すべて開かずの踏切）



●踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の対策推進

横浜市では「踏切安全対策実施計画」に基づき安全対策を進めていますが、実施計画に位置付けた踏切は踏切道改良促進法に基づき法指定されています。今後、計画的かつ着実な対策推進が必要です。

所管の省庁課／要望事項

- 1 連続立体交差事業の推進
- 2 踏切道改良促進法に基づき指定された踏切の対策推進

国土交通省 道路局 企画課、路政課、環境安全・防災課
 都市局 街路交通施設課

提案の担当 建設部建設課鉄道交差調整担当課長 栗本 高史 TEL 045-671-2757

1 道路整備事業

5 無電柱化の推進

要望事項

無電柱化の推進に向けた継続的な財源の確保と低コスト手法の普及・実用化

無電柱化は、都市の防災力の向上、良好な都市景観の形成や観光振興、安全で快適な歩行空間の確保の観点から、取組をより一層推進していく必要があります。

一方で、無電柱化が進まない主な要因として、整備コストの高さや、幅員の狭い道路への導入が困難なこと等が挙げられます。

このため、無電柱化を推進するための継続的な財源確保に加え、直接埋設や小型ボックス活用埋設等の省スペース化と低コスト化が図れる手法の普及・実用化を要望します。

<横浜市の無電柱化の推進の取り組み>

- 「道路法第 37 条に基づく緊急輸送路における新たな電柱の占用制限」(平成 29 年 4 月 1 日施行)
防災上の観点から、地震等の災害が発生した場合における緊急輸送路や避難路としての機能を確保するため、全国に先駆け、新たな電柱の占用制限を開始しました。第 1 次緊急輸送路の全線と第 2 次緊急輸送路の一部に加え、事業中の都市計画道路も対象としました。
- 「道路占用許可基準の改正による電線類の埋設深さの基準の緩和」(平成 29 年 4 月 1 日施行)
国の「電線等の埋設に関する設置基準」の改正を参考に道路占用基準を改正しました。埋設深さを浅くすることで事業コストの縮減を図ります。
- 「無電柱化を推進する市区町村長の会」の活動
横浜市長が副会長を務める「無電柱化を推進する市区町村長の会」において、無電柱化に関する要望を国等に行うなど、無電柱化を推進する取り組みを行っています。
- 「横浜市無電柱化推進計画」(平成 30 年 12 月策定)
今後 10 年で取り組む目標を設定するとともに、無電柱化の推進に向けた施策等を定め、無電柱化を推進していきます。

所管の省庁課／要望事項

無電柱化の推進

国土交通省 道路局 企画課 環境安全・防災課
都市局 街路交通施設課

提案の担当

計画調整部企画課長 樹岡 龍太郎 TEL 045-671-2746

1 道路整備事業

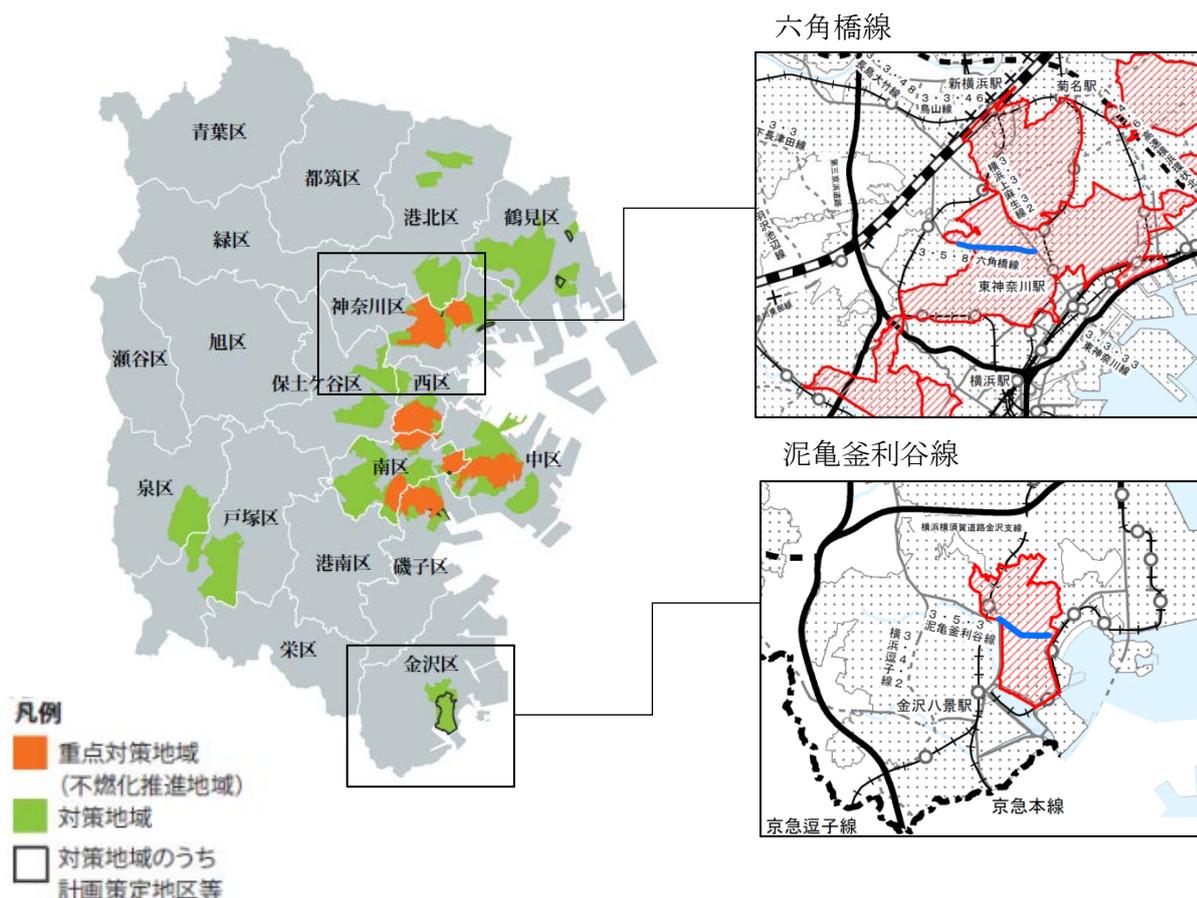
6 地震火災対策の推進

要望事項

延焼遮断帯の形成に資する泥亀釜利谷線の事業費の確保

横浜市では、大規模災害時の火災被害の軽減に向け制定した「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」において、重点的に対策を実施する地域を「対象地域」として絞り込みました。この中で、延焼遮断帯の早期形成の観点等から、整備を推進する都市計画道路を「地震火災対策重点路線」として位置づけています。

平成30年度に事業化した泥亀釜利谷線の着実な整備に向けて、必要となる事業費の確保を要望します。



所管の省庁課／要望事項

地震火災対策の推進

国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室

提案の担当

計画調整部事業推進課長 桐山 大介 TEL 045-671-2937

1 道路整備事業

7 河川改修事業と一体的に行う道路事業の整備支援

要望事項

道路整備と河川改修が相互に関連する事業に対する個別補助制度の創設

一般国道1号保土ヶ谷橋工区では、道路拡幅事業と河川改修事業を行っており、両事業者の費用負担による橋梁架替が必要となります。河川事業においては個別補助制度が創設され適用を検討しているところですが、道路事業においては交付金制度上の非重点事業のため、予算の確保が困難であり、両事業の進捗が停滞する恐れがあります。このような、相互に関連し一体的な整備が必要となる道路事業については、計画的かつ集中的な整備に向けた個別補助制度の創設を要望します。



写真① 今井川（保土ヶ谷橋）



写真② 一般国道1号（保土ヶ谷橋交差点）

所管の省庁課／要望事項

道路整備と河川改修が相互に関連する事業に対する個別補助制度の創設

国土交通省 道路局 企画課 環境安全・防災課

提案の担当

計画調整部事業推進課長 桐山 大介 TEL 045-671-2937

1 道路整備事業

8 直轄国道と補助国道の整備推進

要望事項

1 直轄国道の整備推進

一般国道1号戸部付近の歩道整備、一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号八景島—夏島区間の着実な整備の推進及び未着手区間の事業化

2 一定の交通量を超える補助国道を対象とした整備推進に向けた支援

一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区に対する個別補助制度の創設

3 重要物流道路の指定

補助国道及び市内幹線道路網に対する重要物流道路の指定

1 直轄国道の整備推進

一般国道1号戸部付近は歩道の幅員が狭い箇所があること、また、一般国道246号荏田付近は、歩道整備・右折レーンなどによる安全性・快適性の向上について、地元からの期待が非常に大きいため、事業進捗率の高い箇所から集中的に整備を進めるなど、事業効果の早期発現が図られるよう、着実な整備推進を要望します。

また、一般国道357号は、本市臨海部における広域的な交通ネットワークの形成、物流の効率化に資する重要な路線です。八景島—夏島区間は国道16号の混雑緩和による本市南部地域の交通円滑化に繋がるため、地元関係者との十分な調整を図りつつ、着実な整備推進を要望します。

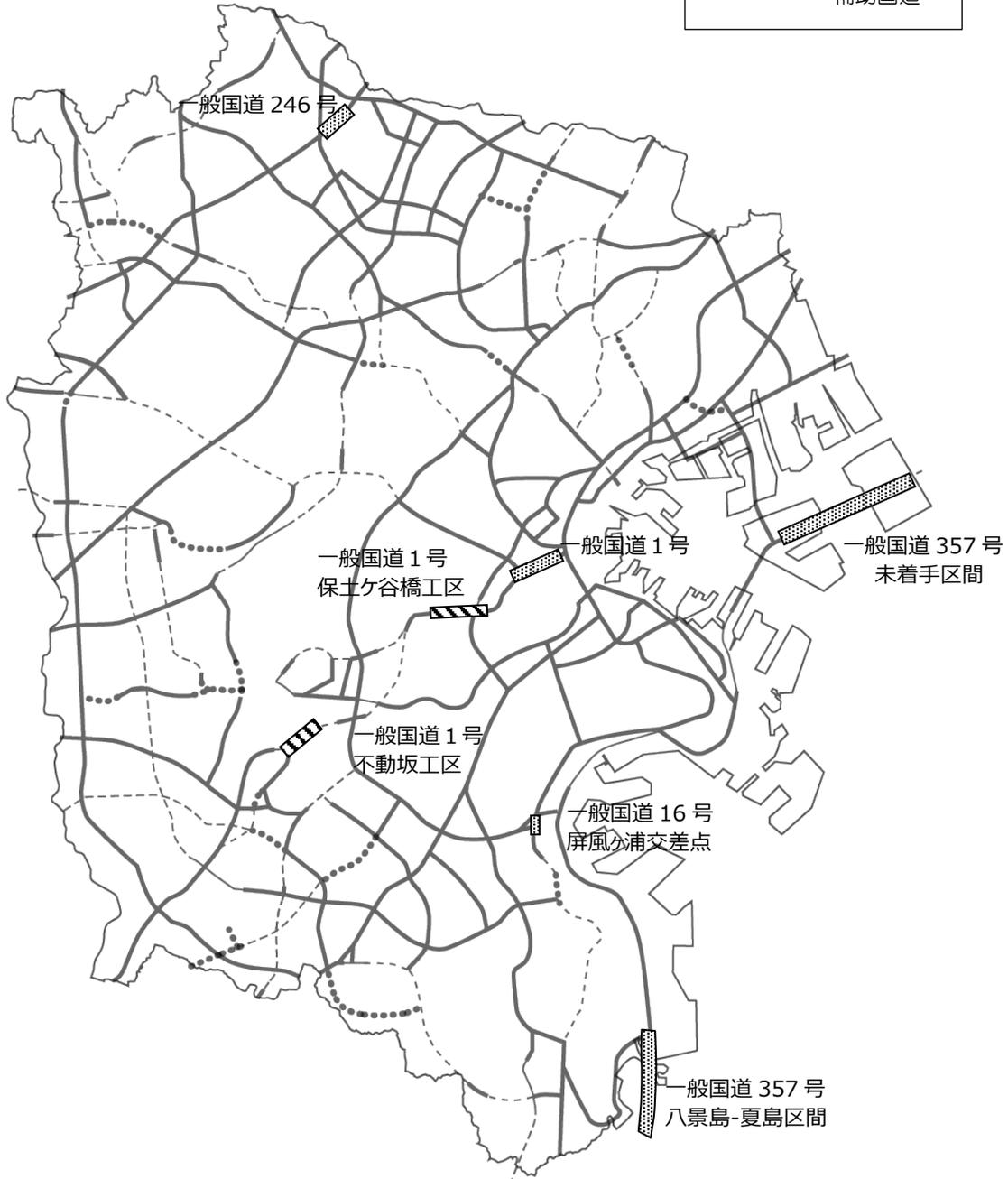
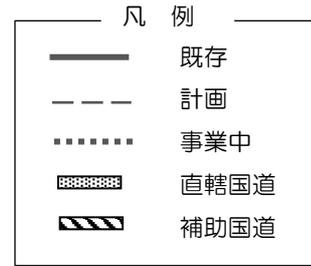
2 一定の交通量を超える補助国道を対象とした整備推進に向けた支援

一般国道1号保土ヶ谷橋工区では42,000台/日、同不動坂工区では26,000台/日もの交通量があり、本市における主要な渋滞箇所挙げられています。物流の円滑化による生産性向上に向けた渋滞解消の取組が急務となっています。このような一定の交通量を超える重要な補助国道の整備推進に対しては、個別補助制度の創設を要望します。

3 重要物流道路の指定

補助国道及び市内幹線道路網は、直轄国道とあわせて平常時・災害時を問わず安定的かつ安全・円滑に利用可能な物資輸送網として機能する必要がありますが、整備が遅れている状況です。このことを踏まえ、補助国道や、骨格となる市内幹線道路網に対する重要物流道路の指定を要望します。

●横浜市幹線道路網



所管の省庁課／要望事項

- 1 直轄国道の整備推進
- 2 補助国道整備に向けた支援
- 3 重要物流道路の指定

国土交通省 道路局 企画課 国道・技術課
環境安全・防災課

提案の担当	計画調整部事業推進課長	桐山 大介	TEL 045-671-2937
	計画調整部企画課長	樹岡 龍太郎	TEL 045-671-2746

II 河川整備事業

9 河川改修事業の推進及び防災・安全交付金の制度拡充

要望事項

1 河川改修事業の推進

- (1) 防災・安全交付金事業の所要額確保
- (2) 帷子川における大規模特定河川事業を適用した個別補助化

2 防災・安全交付金の制度拡充

- (1) 護岸長寿命化に係る交付金の制度拡充
- (2) 河川環境に係る交付金の制度拡充

(要望事項の背景)

1 河川改修事業の推進

(1) 防災・安全交付金事業の所要額確保

本市では、時間降雨量約 50mm に対応するため、都市基盤河川改修事業及び準用河川改修事業によって市内 28 河川を対象に河川改修を進めています。

現在の改修状況は、17 河川が完了し、護岸整備率で 89.4% に達しておりますが、河川毎では、今井川で 68.5%、帷子川で 69.5% など、整備率が低い河川の未整備箇所では、台風による家屋への浸水被害や河岸崩落等が発生しており、早急な対策が必要です。

近年の予算規模縮小の中でも、再度の被害防止のため中小河川緊急治水対策プロジェクトを含む浸水等被害河川に係る事業を優先的に実施していますが、昨年の重要インフラ緊急点検を踏まえた予算措置では採択されず、財源確保に大変苦慮しています。

平成 30 年度に個別補助制度が創設され、活用を検討していますが、適用対象とならない事業区間も多くあるため、引き続き、防災・安全交付金による所要額確保を要望します。

(2) 帷子川における大規模特定河川事業を適用した個別補助化

二級河川帷子川の未改修区間では、近年、15 戸以上の浸水被害が 2 年連続で発生しているため、捷水路による河川改修を計画的かつ集中的に行い、早期に治水安全度を向上させることが必要です。

当該箇所は橋梁 7 橋の整備や大規模用地の取得など集中的な投資が必要な区間のため、大規模特定河川事業として支援をお願いします。

【河川改修事業の推進】

- 大規模特定河川事業の事業箇所
- 中小河川緊急治水対策プロジェクトの対象箇所

かたびら ○帷子川

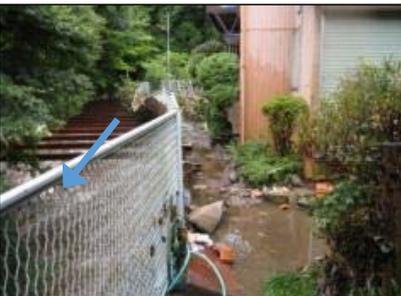


河川の溢水による床上浸水（川井橋）



河川の溢水による通学路の浸水（学校橋）

あくわ ○阿久和川



河川の溢水による床上浸水（橋際橋周辺）

帷子川大規模特定河川事業
（横浜市旭区川井本町）
延長L=680m、橋梁7橋
用地取得4770m²

いまい ○今井川



鉄道脇の河岸崩落
（J R 東海道線、横須賀線）



護岸改修（保土ヶ谷橋下流）



凡 例	
—	国直轄及び神奈川県河川改修事業の対象河川
—	本市が施工する都市基盤河川改修事業準用河川改修事業の対象
■	県庁
▲	市庁舎
●	区役所
	H26 台風 18 号による浸水エリア（河川起因）

2 防災・安全交付金の制度拡充

(1) 護岸長寿命化に係る交付金の制度拡充

河川法第 16 条の 3 の協議に基づき維持を行っている都市基盤河川を含め、本市施工の河川護岸の約 57%にあたる約 98km が、改修後 30 年以上経過しております。都市部を流れる河川においては、老朽化等により一度護岸が崩落すると市民の生命や財産に甚大な被害をもたらすことになるため、河川施設の老朽化対策として、護岸の予防保全対策（長寿命化計画）を実施しています。公共施設等適正管理推進事業債が拡充され、河川管理施設の長寿命化を図る地方単独事業も対象となりましたが、都市河川における対策事業費は膨大となるため、交付金の措置が必要です。特定構造物改築事業の対象施設に護岸を含める等、制度拡充を要望します。



【老朽化による護岸崩落】
主要地方道環状 2 号線と並行する護岸（平戸永谷川）



【老朽化による護岸崩落】（大岡川）

(2) 河川環境に係る交付金の制度拡充

本市では、瀬や淵を設ける低水路整備など自然に配慮した川づくりにより、市民に親しまれ、環境教育の場ともなっている良好な河川環境の整備と保全を進めてきました。

市民と協働で維持に努めていますが、既存施設は自然施設ゆえの経年変化等により、河川利用上の安全・安心に係る再整備が必要です。統合河川環境整備事業に再整備を含める等、制度拡充を要望します。



整備当時



現在

【浸食された低水路】（平戸永谷川）

所管の省庁課／要望事項

- 1 「河川改修事業の推進」
- 2 「防災・安全交付金の制度拡充」

国土交通省 水管理・国土保全局

水政課 河川計画課 河川環境課 治水課

提案の担当

河川部河川事業課長

秋本 圭一 TEL045-671-3988

横浜市道路局事業推進課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL 045 (671) 2773

